

※共済組合使用欄

所得区分	証の有効期限
ア・イ・ウ・エ	令和 年 月 日～令和 年 月 日

所属所受付印

公立学校共済組合限度額適用認定申請書

受付印は省略不可

組合員証の記号番号		公立広島	申請の日の属する月の標準報酬月額	円	
組合員	氏名			性別	男・女
	生年月日	昭和・平成 年 月 日			
	所属所名			所属所コード	
	所在地				
適用対象者	氏名			性別	男・女
	生年月日	昭和・平成・令和 年 月 日			
入院・通院予定期間 ※退院日（通院終了日）が不明な場合は、空欄で提出してください		令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで ※退院時に支払いを済ませている場合、原則として認定証は発行しません ⇨ 退院時の支払 【留意事項】1を参照（ 済・保留中 ）			
認定証の有効期限開始日		令和 年 月の初日 ※記入がない場合、申請書を共済組合が受理した月の初日から1年間有効な認定証を発行します			
認定証の送付先 ※いずれかに○をつけてください		所属所・自宅・その他 { 〒 } () 様方 組合員との関係 ()			
上記のとおり公立学校共済組合限度額適用認定証の交付を申請します。 公立学校共済組合広島支部長 殿 令和 年 月 日 組合員 〒 住所 氏名 電話 () —					
上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。 令和 年 月 日 所属機関の長 所属所名 職名 氏名					

【留意事項】

- 退院時（通院時を含む）に、医療機関へ医療費の支払いを済ませている場合は、申請書の提出は不要です。
支給となる高額療養費がある場合は、原則として受診月の3～4か月後に自動給付されます。
- 過去に認定証の発行を受けている場合、旧証の返却が必要です。未返却の場合は当申請書に添付して返却してください。
- 認定証には共済組合に届け出ている住所が記載されます。
届出済住所に変更がある場合は、組合員等情報変更申告書を併せて提出してください。

病院で「高額療養費の手続きを」と言われた場合

例) 入院することになり、病院から「手術と入院費で 100 万円の総医療費になります。保険証を使用しても 3 割負担としても支払が 30 万円になるので高額療養費の手続きをしてください」と言われた。どのような手続きをすべきか。(標準報酬月額 36 万円の組合員の場合)

「高額療養費制度」とは、1 ヶ月に 1 つの医療機関（入院・外来別）で支払った額が、一定額（自己負担限度額）を超えた場合に、その超えた額（「高額療養費」）を給付するという制度です。

自己負担限度額は、次の表のとおり、**組合員の標準報酬月額**と、**総医療費**によって決まります。

例) の組合員は標準報酬月額が 36 万円のため、適用区分は「ウ」となり、自己負担限度額は表の式にあてはめて計算すると 87,430 円となります。

標準報酬月額	適用区分	自己負担限度額
830,000 円以上	ア	$252,600 + (\text{総医療費} - 842,000 \text{ 円}) \times 1\%$
530,000 円以上 830,000 円未満	イ	$167,400 + (\text{総医療費} - 558,000 \text{ 円}) \times 1\%$
280,000 円以上 530,000 円未満	ウ	$80,100 + (\text{総医療費} - 267,000 \text{ 円}) \times 1\%$
280,000 円未満	エ	57,600 円
低所得者（住民税非課税）	オ	35,400 円

「高額療養費」の給付方法は 2 種類ありますが、どちらの方法でも最終的な自己負担額は同じです。

方法①窓口で自己負担額全額を支払い、概ね 3 カ月後に「高額療養費」の給付を受ける。(手続き不要)

公立学校共済組合の「高額療養費」は自動給付です。窓口で自己負担額の全額を支払う場合や、既に自己負担分全額の支払が済んでいる場合、請求などの手続きは必要ありません。

医療費 30 万円を支払って退院した場合

総医療費 100 万円

保険適用（7 割）	退院時に窓口で 30 万円（定率負担 3 割）全額を支払う		
70 万円 (共済組合)	212,570 円 (高額療養費)	87,430 円(自己負担限度額)	
		62,400 円（附加給付※）	最終自己負担額 25,030 円

高額療養費及び附加給付を、概ね受診月の 3 か月後に給付します。

方法②「限度額適用認定証」を利用して、「高額療養費」に当たる部分を支払わない。(事前申請)

支払の時に「限度額適用認定証」を利用すると、窓口で「高額療養費」に当たる部分を支払う必要がなく、自己負担限度額まで支払額を引き下げることができます。

限度額適用認定証を使用した場合

総医療費 100 万円

保険適用（7 割）	支払不要	退院時に自己負担限度額のみ支払う	
70 万円 (共済組合)	212,570 円 (高額療養費)	87,430 円(自己負担限度額)	
		62,400 円（附加給付※）	最終自己負担額 25,030 円

附加給付を、概ね受診月の 3 か月後に給付します。

※附加給付も自動給付です。申請は必要ありません。

※入院時食事療養費の標準負担額や差額ベッド代等の保険適用外の費用は自己負担となります。

※広島県教職員互助組合に加入している組合員は、最終自己負担額に対しさらに医療給付金が支給される場合があります。